

第2子以降の 保育料を全額軽減します

開始時期

令和7年4月1日

※認可外保育施設を利用の方は
決定通知書の有効期限より



松本市保育料軽減事業

松本市では、低所得世帯及び多子世帯における子どもの
保育料の軽減範囲を拡充します

第1子

市町村民税所得割課税額
57,700円未満の世帯対象
(要保護世帯は77,101円未満)



保育料の**半額**

※ 認可外保育施設は月額21,000円が上限

第2子
以降

第1子の年齢は問いません

保護者と同一生計のうち、
年齢の高い順から数えて第2子
以降が対象（所得制限なし）



保育料の**全額**

※ 認可外保育施設は月額42,000円が上限

軽減対象

- 次のすべての要件を満たす家庭が対象となります
- ・ 保護者と児童の住民票が松本市にある※認可外は申請月の1日時点
 - ・ 児童の誕生日が令和4年4月2日以降（0～2歳児クラス）
 - ・ 保育の必要性について認定を受けている
 - ・ 住民税申告がされている
 - ・ 幼児教育・保育無償化の対象者ではない

対象施設

- ・ 認可保育園
- ・ 認定こども園
- ・ 地域型保育施設
- ・ 一部の認可外保育施設

※ご利用の認可外保育施設が軽減対象かは
松本市ホームページでご確認ください

松本市役所 保育課 保育料軽減担当（東庁舎2階）

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

☎0263-33-9856 📠0263-34-3236

松本市 保育料軽減

詳細はこちらから



軽減手続き

認可保育園・認定こども園・
地域型保育施設をご利用の方



申請手続きは**不要**

軽減後の保育料は利用者負担額決定通知書で
ご確認ください。(令和7年4月上旬ころ送付予定)

認可外保育施設をご利用の方



申請手続きが**必要**

下記の「申請手続きの流れ」に沿って、
お手続きをお願いします。

申請手続きの流れ

1

松本市へ軽減の申請

申請後、保育料軽減の
決定を受ける



2

施設利用後に支払い

施設へ利用料を支払い
利用実績明細書を受取る



3

市役所へ請求手続き

後日、松本市へ支払い分の
利用料を請求する



請求分は
口座へ振込

1 申請方法

- (1) 保育の必要性を証明する書類等（就労証明書など※）を用意
- (2) 申請フォームに必要事項を入力。必要書類を撮影・添付し、送信
- (3) 内容の審査後、不備がない場合はメールで決定通知書等が届く

※ 詳細、書類については下記松本市ホームページから確認・取得をしてください



▲ 申請フォーム

2 施設利用時

- (1) 決定通知書を施設に提示
- (2) 利用料を支払う
- (3) 利用実績明細書を受取る

3 請求手続き

- (1) 月末までに請求書、利用実績明細書を
松本市保育課に郵送または窓口へ持参
（複数月分をまとめて請求も可能です）
- (2) 審査後、翌月25日前後に申請口座へお振込

重
要

- 軽減対象となる保育料は、**申請認定後の保育料のみ**です。溯っての認定はできません。
- **年度末（3月31日）を過ぎると該当年度に利用した保育料の請求ができなくなります。**
特に3月利用分の請求は期限が短いため、郵送の際はご注意ください。（保育課必着）

松本市役所 保育課 保育料軽減担当（東庁舎2階）

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

☎0263-33-9856 📠0263-34-3236

松本市 保育料軽減

詳細はこちらから

